

平成16年第1回本巣市議会臨時会議事日程（第3号）

平成16年2月16日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 閉会中の継続審査申出書について
- 日程第3 発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置について
- 日程第4 発議第6号 下水道整備促進特別委員会の設置について
- 日程第5 発議第7号 環境対策特別委員会の設置について
- 日程第6 発議第8号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置について
- 日程第7 発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置について
- 日程第8 発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置について
- 日程第9 発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置について
- 日程第10 発議第12号 森林開発特別委員会の設置について
- 日程第11 発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置について
- 日程第12 発議第14号 地域交通検討特別委員会の設置について
- 日程第13 国道県道整備促進特別委員会委員の選任について
- 日程第14 下水道整備促進特別委員会委員の選任について
- 日程第15 環境対策特別委員会委員の選任について
- 日程第16 東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の選任について
- 日程第17 教育施設建設特別委員会委員の選任について
- 日程第18 西部連絡道路建設特別委員会委員の選任について
- 日程第19 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第20 森林開発特別委員会委員の選任について
- 日程第21 文化観光開発特別委員会委員の選任について
- 日程第22 地域交通検討特別委員会委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫

14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長		参与	新谷哲也
職務執行者	矢野勝	収入役	
参与兼併 ポリエ外室長	守屋太郎	職務代理者	高田善和
総務部長	溝口義弘	企画部長	高橋武夫
市民環境部長	土川隆	健康福祉部長	中村節
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育長		根尾	
職務代理者	堀部秀夫	総合支庁長	島田克広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田義隆	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。定刻より少しおくれまして申しわけございません。お許しのほどお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は49名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において議席番号10番 杉山一郎君と11番 長谷川勝彦君を指名いたします。

---

日程第2 閉会中の継続審査の申出書について

議長（村瀬 治君）

日程第2、閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、次の定例会や臨時会に関連する議会運営の方途について閉会中の調査または審査する必要があるので、会議規則第104条の規定による申出書であります。委員長からの申し出のとおり、さらに閉会中の継続審査することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

---

午前9時17分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第3、発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者、川口金二郎君。

22番（川口金二郎君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されます発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案をするものであります。

国道県道の整備促進について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置についてを採決します。

発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第3、発議第5号 国道県道整備促進特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第4、発議第6号 下水道整備促進特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提案者 堀 守君。

18番（堀 守君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明をさせていただきます。

お手元に配付されております発議第 6 号 下水道整備促進特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第 112 条第 1 項及び第 2 項の規定により、5 名の賛同を得まして提案するものであります。

下水道整備の促進について調査・研究を図るものであり、本業市議会委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により委員 10 人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

提案説明をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 4、発議第 6 号 下水道整備促進特別委員会の設置についてを採決します。

発議第 6 号 下水道整備促進特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第 4、発議第 6 号 下水道整備促進特別委員会の設置については、原案のとおり可決しました。

---

日程第 5 発議第 7 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第 5、発議第 7 号 環境対策特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 川村高司君。

47 番（川村高司君）

議長の許可を受けて、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第 7 号 環境対策特別委員会の設置についての提案説明を行いま

す。

本議案は、地方自治法第 112条第 1 項及び第 2 項の規定により、5 名の賛同を得まして提案するものであります。

廃棄物や公害に関すること及びその他環境を守るための諸施策等について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により委員 10 人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 5、発議第 7 号 環境対策特別委員会の設置についてを採決します。

発議第 7 号 環境対策特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、日程第 5、発議第 7 号 環境対策特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 発議第 8 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第 6、発議第 8 号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 高橋 一君。

36 番（高橋 一君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されております発議第 8 号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第 112条第 1 項及び第 2 項の規定により、5 名の賛同を得まして提案する

ものであります。

東海環状自動車道建設問題について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、発議第8号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置についてを採決します。

発議第8号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第6、発議第8号 東海環状自動車道建設問題特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第7、発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 中野治郎君。

50番（中野治郎君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

教育施設建設について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置についてを採決します。

発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第7、発議第9号 教育施設建設特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 発議第10号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第8、発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 上谷政明君。

27番（上谷政明君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されております発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

西部連絡道路建設について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第6条第1項及

び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同を賜りますようお願い申し上げます、以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置についてを採決します。

発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第8、発議第10号 西部連絡道路建設特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 発議第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第9、発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 大西徳三郎君。

30番（大西徳三郎君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

議会だよりの発行について調査・研究を図るものであり、本巣市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員8人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第9、発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置についてを採決します。

発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第9、発議第11号 議会だより編集特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第10、発議第12号 森林開発特別委員会の設置についてを議題とします。

本案についての提案説明を求めます。

提出者 臼井茂臣君。

49番（臼井茂臣君）

議長の了解を得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第12号 森林開発特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

山林保全と開発について調査・研究を図るものであり、本業市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明を終わります。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10、発議第12号 森林開発特別委員会の設置についてを採決します。

発議第12号 森林開発特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第10、発議第12号 森林開発特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 発議第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第11、発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 後藤寿太郎君。

23番（後藤寿太郎君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されております発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

文化の保存伝承と観光開発について調査・研究を図るものであり、本巢市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置についてを採決します。

発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第11、発議第13号 文化観光開発特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 発議第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第12、発議第14号 地域交通検討特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提出者 小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されております発議第14号 地域交通検討特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、5名の賛同を得まして提案するものであります。

樽見鉄道、名鉄揖斐線等の地域交通について調査・研究を図るものであり、本県市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第12、発議第14号 地域交通検討特別委員会の設置についてを採決します。

発議第14号 文化観光開発特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、日程第12、発議第14号 地域交通検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

9番（浅野英彦君）

発議の8号、10号、12号に賛成者として書かれております私の名前の字が誤っておりますので、英語の「英」の字ですので、ひとつ名前の方、訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

議会事務局長（富田義隆君）

まことに申しわけございません。訂正させていただきますので、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、どうぞ。

30番（大西徳三郎君）

今、議長が一番最後に、発議第14号のときに「文化観光開発特別委員会の設置について」というふうに言われたと思いますので、「地域交通検討特別委員会の設置について」というふうに訂正していただきたいと思います。以上。

議長（村瀬 治君）

まことに申しわけございません。大西さんの言われるとおりでございますので訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。お断りをいたします。

---

日程第13 国道県道整備促進特別委員会委員の選任についてから日程第22 地域交通検討特別委員会委員の選任についてまで

議長（村瀬 治君）

日程第13、国道県道整備促進特別委員会委員の選任、日程第14、下水道整備促進特別委員会委員

の選任、日程第15、環境対策特別委員会委員の選任、日程第16、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の選任、日程第17、教育施設建設特別委員会委員の選任、日程第18、西部連絡道路建設特別委員会委員の選任、日程第19、議会だより編集特別委員会委員の選任、日程第20、森林開発特別委員会委員の選任、日程第21、文化観光開発特別委員会委員の選任、日程第22、地域交通検討特別委員会委員の選任までを一括議題とし、10の特別委員会委員の選任を行います。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前9時53分 休憩

---

午前11時42分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49人です。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。10の特別委員会の委員の選任については、国道県道整備促進特別委員会委員ほか九つの特別委員会の選任について、委員会条例第8条第1項の規定によってただいま配付のとおり指名をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、10の特別委員会の委員は、ただいま配付し指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。発議の順番で互選を行ってください。

隣の休憩室を利用させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

---

午後0時05分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

国道県道整備促進特別委員会委員長に川口金二郎君、副委員長に竹中光夫君、下水道整備促進特別委員会委員長に杉山潔君、副委員長に後藤寿太郎君、環境対策特別委員会委員長に臼井茂臣君、副委員長に上谷政明君、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員長に若原敏郎君、副委員長に高橋一君、教育施設建設特別委員会委員長に園部隆雄君、副委員長に吉村優君、西部連絡道路建設特別委員会委員長に出村宏行君、副委員長に堀 守君、議会だより編集特別委員会委員長に三島智恵子さん、副委員長に村瀬明義君、森林開発特別委員会委員長に宮川久夫君、副委員長に臼井茂臣君、文化観光開発特別委員会委員長に高木俊一君、副委員長に道下和茂君、地域交通検討特別委員会委員長に春日井万里君、副委員長に宮脇孝男君、以上のとおりであります。

ここで一つお願いがございます。

本巢消防事務組合のことにつきまして、白木議員さんから発言の申し出がございました。これを許可します。

51番 白木君。

51番(白木 健君)

発言のお許しをいただきましたので発言をさせていただきますが、議事録は結構でございます。

本巢消防の問題につきましては、議長経験者の皆さんが一番よくわかっておられると思いますけれども、今回、3町1村が本巢市ということになりました。そうなりますと、一部事務組合の機能というものが低下といいますが、もう機能を果たさないという結果が生じてくると思います。なぜならば、この本巢消防事務組合の管理者が北方の町長、副管理者が前糸貫の内藤さん。そうなりますと、瑞穂市だけがいわゆる役職がないということで、しかもこの会議の中に、市長、村長、そして議長、消防団の団長、こういう仕組みになっておって今まで一部事務組合で会議をやってきたわけでございますけれども、9人でもって会議をするなんていうことは、管理者と副管理者を除きますと会議の内容が、私はしっかりした審議がなされないというふうに理解をしております。そういうことでございますので、どうかひとつ今後の問題として、一部事務組合を解消して連合の中に組み入れていただきたい。先日の本巢消防事務組合の会議の中でもそういうことを私は申し上げておるわけでございますけれども、実現ができておらない、そういうことでございますので、報告第4号の専決処分の中に本巢消防への加入ほか3件、議案として提案されましたので、専決なされておるわけでございますから、このときは私は発言を控えておりました。そういうことでございますので、いわゆる二つの市と一つの町でございますから、これでは会議にならないということでございますので、どうかひとつよろしくお取り計らいをいただきながら、今後の問題として御討議をいただきたいということをお願い申し上げます。

なお、もう1点でございますけど、きょうの新聞の折り込みにたしか出ておると思いますけど、これをごらんになっていただきたいと思います。これは文化の問題でございますけど、本巢の市民文化ホール、これは真正町の文化ホールでございますけれども、3月15日、大阪文楽が2年に1回ずつ興行を真正町でやってくれることになっております。まだ随分前売り券も残っておるそうでございますし、前売り券は昼の部と夜の部とそれぞれが2,000円でございます。当日券は2,300円ということで高くなりますし、通し券は3,500円で購入できます。そういうことで、どうかひとつ新しい新市ができたわけでございますので、真正町の真桑文楽を含めまして御鑑賞をいただきたい。3月15日は昼の部が1時30分開場、2時開演、夜の部が5時30分で、午後6時開演、こういうことになっておりますので、どうかひとつ皆様方で御支援・御協力をお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長(村瀬 治君)

ありがとうございました。

ただいまの発言の趣旨につきまして一言申し上げたいと思います。

本巢消防事務組合で、白木議員の発言の趣旨を尊重して、いろいろ提案してまいりたいと思っております。

また、真正ホールで行われますイベントにつきましては、皆さんもよろしく御協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

---

#### 閉会の宣告

議長（村瀬 治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成16年第1回本巢市議会臨時会を閉会します。御苦労さんでございました。

午後0時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員